

山口市上下水道事業建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）並びに随意契約等の取扱いについて、山口市上下水道局会計規程（平成17年水道局規程第26号）、その他の規程に定めのあるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加資格)

第2条 競争入札に参加できる者は、山口市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第6条の規定により競争入札参加資格を有すると認定され、同条の規定により競争入札参加資格者名簿に登録された者とする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、建設コンサルタント業務等にかかる競争入札並びに随意契約等の取扱いは、山口市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱の例による。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と、「山口市指名審査会設置要綱」は「山口市上下水道事業指名審査会設置要綱」と、「山口市特定建設工事共同企業体取扱要綱」は「山口市上下水道事業特定建設工事共同企業体取扱要綱」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。